

平成24年第3回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成24年6月7日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成24年6月7日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |

|        |             |
|--------|-------------|
| 民生課長   | 奥 至 雅 君     |
| 税務住民課長 | 河 本 和 彦 君   |
| 環境防災課長 | 吉 原 修 君     |
| 産業建設課長 | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長 | 三 好 修 平 君   |
| 出納室長   | 山 根 道 春 君   |
| 学校教育課長 | 中 村 輝 彦 君   |
| 生涯学習課長 | 坂 井 眞 智 子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「一般質問」

- (1) 議長報告
- (2) 議会運営委員会報告
- (3) 総務厚生委員会報告
- (4) 産業文教委員会報告
- (5) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (6) (仮称) 町民交流センター整備事業  
検討特別委員会報告
- (7) 議会広報調査特別委員会報告
- (8) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

|       |        |        |                                           |
|-------|--------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1  |        |        | 「会議録署名議員の指名」                              |
| 日程第2  |        |        | 「会期の決定」                                   |
| 日程第3  | 報告第1号  |        | 「平成23年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」              |
| 日程第4  | 報告第2号  |        | 「平成23年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」         |
| 日程第5  | 報告第3号  |        | 「平成23年度坂町土地開発公社の経営条状況及び平成24年度事業計画の報告について」 |
| 日程第6  | 議案第27号 | 条例第14号 | 「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」       |
| 日程第7  | 議案第28号 | 条例第15号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」 |
| 日程第8  | 議案第29号 |        | 「坂町税条例の一部改正について」                          |
| 日程第9  | 議案第30号 |        | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」               |
| 日程第10 | 議案第31号 |        | 「平成24年度坂町一般会計補正予算（第1号）」                   |
| 日程第11 | 諮問第1号  |        | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」<br>「一般質問」             |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（高橋蔦江君） 皆さん、御起立願います。

御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（高橋蔦江君） 御着席願います。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、おはようございます。6月に入りまして、また、これから梅雨の時期あるいは暑さも日に日にましてくると思いますけれども、議員の皆様におかれましては、十分体調を整えていただきたいと、このように考えております。

また、一期生の議員さんはこの本定例会から2年目を迎えます。さらにしっかりと自信を持って、頑張ってくださいたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、私も2年目に入りますけれども、これからも皆さんと一緒にですね、しっかり議会改革を進めながら議事進行に一生懸命努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

おはかりいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに地区ただちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時04分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成24年第3回坂町議会定例

会が開会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、9件の案件について御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち諸般の報告を行います。

初めに議会側の報告を行います。

報告1 議長報告。

○議長（川本英輔議員） 議長報告を行います。広島県町議会議員研修会が5月25日KKRホテル広島で開催されました。研修会では「議会人の危機管理」と題しまして、議員の発言について、発言の時期、方法、内容、範囲、制限、取り消しなど、また議員の兼業の禁止についてと、議会議本条例、通念議会、政務調査費などについて市町アカデミー客員教授大塚康男氏による講演がありました。

午後からはブランド総合研究所代表取締役社長田中章雄氏による「広島を変える地域のブランド戦略」と題しまして、全国地域ブランド調査2011の結果をもとに広島県の調査報告とブランドで地域活性化への取り組みについての講演でした。

次に、全国町村議会議長等研修会が去る5月29日、30日に東京メルパルクホールで開催され、私が出席いたしました。一日目の研修会では町村議会活性化事例といたしまして、埼玉県嵐山町議会議長島議長の我が町の議会活性化への取り組みについての報告がありました。

また、今後の町村議会のあり方と自治制度について、それぞれの分野で活躍されておられる東京都内の各大学教授による地方議会のあり方についてのシンポジウムも行われました。

二日目の研修では、日米文化比較論、東日本大震災後の「頑張れニッポン」と題しまして、山形弁研究家のダニエル・カール氏による震災後の取り組み対応についての実践報告がありました。

また、人間総合科学大学教授の藤田紘一郎氏による議員の健康管理術、免疫力を高める生活のすすめについての講演を受けました。

以上で報告を終わりますが、研修会の各資料は事務局へ保管しておりますので、必要があれば参考にしてください。

以上で報告を終わります。

報告 2 議会運営委員会報告

9 番大田議員。

- 9 番（大田直樹議員） 議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は 3 月 27 日、5 月 7 日、6 月 5 日の 3 回開催いたしました。3 月 27 日は 3 定例会の反省と課題を協議し、特に反問権の取り扱いについて討論いたしました。また 6 月定例会の議会の運営等につきましては、5 月 7 日、6 月 5 日の二日間開催いたしております。議会の運営に当たりましては、諸般の報告、議案審議に十分な時間をとるために、今議会より一般質問を 2 日目に行うことといたしました。

また、議会基本条例の見直しにつきましては、議会基本条例推進特別委員会において協議することとし、その報告によって再度協議することといたしました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（川本英輔議員） 次に、常任委員会より報告を受けます。

報告 3 総務厚生委員会報告

8 番折出議員。

- 8 番（折出直幸議員） 総務厚生委員会の報告を行います。

総務厚生委員会では、平成 24 年度に入って 2 回委員会を開催しました。4 月 13 日に環境防災課より昨年 2 回実施した坂町避難訓練の検証報告を受け、問題点、改善点を確認しました。議員から 1、早期の次回避難訓練の実施。2、自主防災の再構築。3、高齢者向け避難訓練の実施等の意見要望を行いました。5 月 23 日には所管事務調査を行いました。総務厚生委員会所属の議会事務局、出納室、税務住民課、企画財政課、総務課、保険健康課、民生課、環境防災課の各課より事務文掌の概略及び平成 24 年度の主要事業の説明を受けた後、質疑、応答に入り意見要望を行いました。

以上で総務厚生委員会の報告を終わります。

- 議長（川本英輔議員） 報告 4 産業文教委員会報告

6 番出下議員。

- 6 番（出下 孝議員） それでは、産業文教委員会報告を行います。

産業文教委員会は 5 月 24 日 9 時より産業文教委員会所属の産業建設課、都市計画

課、生涯学習課、学校教育課の各課より事務文掌の概略の説明及び平成24年度主要事業について説明を受けました。

終了後、産業文教委員の平成24年度の活動計画を協議し、県道坂小屋浦線事業、天地川砂防堰堤設置事業、急傾斜地崩壊対策工事、横浜海岸護岸整備及び離岸堤設置工事及び横浜ポンプ場の改修工事と、不登校を重点的に調査、研究を進めることを確認し、活動計画書を作成し活動をキックオフすることを申し合わせました。

以上で、産業文教委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 議会基本条例推進特別委員会の報告をいたします。

平成24年4月24日、25日、26日の三日間午後19時より坂町民センター、横浜三部集会所、小屋浦ふれあいセンターにおいて、初めての議会報告会を開催いたしました。110名余りの町民の皆さんが出席し、数多くの貴重な意見をいただきました。我々議員はこれを参考に、議員及び議会活動に生し、次回報告会に役立てる所存であります。

5月7日の議会基本推進特別委員会では、議会報告会の反省会を開き、町民の意見を聞く、行政への対応、各地区での報告会のマニュアルの作成など、意見を交換いたしました。また、特別委員会の今後の活動は、平成25年度議会報告会は平成25年4月に行うことといたしました。

24年度議会基本条例推進特別会は、毎月第1、第3金曜日に開催することとしました。今年度の目標は各種団体の意見聴取のための一般会議を開催することとしております。5月18日の特別委員会では、議会基本条例の条文の改正について、議会運営委員会による見直しについては、今回は変更をしないことにいたしました。今年度の年間計画については、議員評価及び議会評価についてホームページで公開することに了承をいただきました。

6月5日特別委員会では、ホームページ作成委員によりホームページ作成の作業に入りました。議会評価については全会議員全員による評価表をもとに作成し、検討することにいたしました。議会報告会開催要領（案）についても次回の特別委員会の検討課題といたしました。また、政務調査費の領収書の公開は、事務局での公開とすることになりました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 （仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会
報告を行います。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） それでは、（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員
会の報告をいたします。

平成24年2月17日付（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会調査報
告書で町長に提案を提出し、その提案に対する解答を5月7日の特別委員会において
提案36項目のうち、整備が困難な7項目と6月定例会に提出される予定の（仮称）
町民交流センター整備事業にかかる債務負担行為の補正内容について説明を受けまし
た。

それを受け、委員会では補正内容の審査及び整備困難な項目、特に温水プールの設
置及び教育委員会事務局の移転について検討するため、5月18日、25日の2回委
員会を開催し町側との協議を行いましたが、結論が出ないため6月1日再度委員会を
開催し協議を重ね、温水プールの設置の件は、設置しないで意見集約が図られまし
た。教育委員会事務局移転の件については、協議に資する情報、調査が不十分と判断
し、閉会し、同日、委員長、議長、副議長、事務局の4名で府中町に出向き、府中町
長及び教育部長に聞き取り調査を行いました。府中町長さま及び教育部長さまには、
多忙のなか快く御協力していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

その後の6月5日に委員会を開催し、教育委員会に調査依頼をしていました情報の
報告と府中町での調査結果を踏まえ協議し、教育委員会事務局の移転の件も「移転し
ない」で意見集約が図られました。この2点についての附帯する要望等を次回の委員
会で取りまとめ議長に提出することといたしました。

以上で（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 議会広報調査特別委員会報告

9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 議会広報調査特別委員会の報告を行います。

議会広報の視察研修につきましては、3月23日熊本県阿蘇郡西原村議会が、また
5月9日愛知県知多郡阿久比町議会の議員が来庁され、議会広報さかの編集作業、議
会広報の全国入賞する秘訣、短期間での発行方法、編集構成の仕方などについて説明

をいたしました。また、議会だより第119号編集のための委員会を3月中に八日間開催し、4月1日に議会だよりを発行いたしております。

広報委員会の今後の予定といたしましては、6月定例会終了後の翌週より7月発行の議会だより編集に向けての委員会を開催する予定といたしております。

以上で議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告8 監査委員報告

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 例月出納検査について報告をさせていただきます。

監査につきましては代表監査委員の西本昭孝氏並びに議会代表監査委員であります私の2名で実施いたしました。

例月出納検査は地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、平成24年3月分を平成24年3月21日に、平成24年4月分を平成24年4月20日に、平成24年5月分を平成24年5月22日に、それぞれ実施いたしました。

検査の結果はお手元に配付している資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る5月16日東京都において全国治水砂防協会平成24年度通常総会が開催され出席をいたしました。通常総会では平成23年度事業報告及び収支決算報告が承認され、砂防関係事業の拡充促進を図る旨の平成24年度事業計画と総額8億4,427万円の平成24年度予算案が原案どおり可決されました。

次に、港湾海岸防災協議会通常総会等について、御報告をいたします。

去る5月23日山口県周南市において、港湾海岸防災協議会平成24年度通常総会が開催され出席をいたしました。通常総会では平成23年度事業報告及び収支決算報告が承認され、港湾海岸防災事業の促進を図る旨の平成24年度における事業計画と総額1,171万円の平成24年度予算案が原案どおり可決されました。

続いて、行われました日本港湾協会通常総会では、港湾功労者表彰式に続き、平成

23年度事業報告及び収支決算報告が承認され、港湾利用の促進と振興を図る旨の平成24年度事業計画と総額10億2,278万円の平成24年度予算案が原案どおり可決されました。

次に、全国街路事業促進協議会総会について、御報告をいたします。

昨日6月6日でございますけれども、東京都において全国街路事業促進協議会平成24年度通常総会が開催され出席をいたしました。通常総会では平成23年度事業報告及び収支決算報告が承認され、街路事業の促進等を図る旨の平成24年度事業計画と総額4,374万円の平成24年度予算案が原案どおり可決されました。

また、道路は安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を実現する社会資本であると同時に、災害時には物流や医療等国民生活を守る生命線として必要不可欠な施設であることを踏まえ、今後の道路整備のあり方に対し4項目の決議がなされ、総会終了後地元選出の国会議員に要望活動を行いました。

なお、決議の写をお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

○議長（川本英輔議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により、議長において1番中川ゆかり議員、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員を指名いたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第2「会期決定」の件を議題にします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から6月13日までの七日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

従って、会期は本日から6月13日までの七日間に決定しました。

○議長（川本英輔議員） 日程第3 報告第1号「平成23年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「平成23年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、平成23年度坂町一般会計補正予算（第5号）で議決をいただきました坂東2丁目地内町有地整備事業につきまして300万円を、ウォーキングトレイル等事業につきまして3,510万円を、都市再生整備計画事業につきまして4,074万1千円を、県道坂小屋浦線道路整備県営事業につきまして244万5千円を、急傾斜地崩壊対策県営事業につきまして387万7千円を、（仮称）町民交流センター整備事業につきまして2,639万円をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

以上で質疑を終結し報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 日程第4 報告第2号「平成23年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件に提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「平成23年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で議決をいただきました浜宮ポンプ場滞水地整備事業につきまして900万円を、坂東2丁目地内下水道築造事業につきまして250万円をそれぞれ翌年度へ繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

報告を終わります。

○議長(川本英輔議員) 日程第5 報告第3号「平成23年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成24年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第3号「平成23年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成24年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、平成23年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成24年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容等につきましては、三好都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせますのでよろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) 三好都市計画課長。

○都市計画課長(三好修平君) それでは、平成23年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成24年度事業計画につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。

1ページ目は平成23年度の事業報告書でございます。1の総括事項といたしましては、(1)用地取得事業につきましては、坂西1丁目、2丁目地内におきまして県道関係用地として147.2㎡、6筆を1,359万9,526円で取得しております。

(2)用地売却事業はありません。

2の経営収支の概要でございますが、収益的収入は6万5,204円で、収益的支出は1,384万9,735円でございます。

従いまして、当期はマイナス1,378万4,531円の収益となります。この金額の詳細につきましては、損益計算書によりまして、後ほど御説明させていただきます。

3の庶務事項の内容でございますが、ここに掲載しておりますとおり理事会等の開催状況は監査1回、理事会2回でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは平成23年度損益計算書でございます。

1の事業収益及び2の事業原価につきましては、事業がないためゼロとなっております。

従いまして、事業総利益はゼロでございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては25万209円となっております。内訳といたしましては、報酬で3回の理事会等の開催費用として10万4千円。手当等は公社職員の時間外勤務手当として1万9,236円。需用費は消耗品等の費用として8万4,223円。役務費は2万1,750円でございます。公租公課は法人扱いの公社の県民税として2万1千円となっております。

従いまして、事業利益は事業収益事業原価がありませんため、販売費及び一般管理費のマイナス25万209円となります。

次に4の事業外収益といたしまして、預金の受取利息が6万5,204円となっております。

次に5の事業外費用でございますが、23年度の借入金はございませんので支払利息はゼロでございます。

従いまして、先ほどの事業利益25万209円にこの事業外収益6万5,204円を差し引きいたしまして、18万5,005円が当期の計上利益となるものでございます。この計上利益がそのまま当期純利益となります。

次に3ページをお願いいたします。

3ページは平成23年度貸借対照表でございます。

これについて、御説明させていただく前に、5ページの財産目録について御説明させていただいたほうが、この表につきまして御理解しやすいと思いますので、先に財産目録について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

5ページ財産目録について御説明させていただきます。

普通預金は2金融機関で合計348万9,936円となっております。広島信用金庫坂出張所の110万3,100円は、森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登

録免許料として、公社が保有しているお金でございます。定期預金につきましては、資本金500万円を含めて、6口で5,500万円となっております。

次に、公有用地として現在土地開発公社が保有する土地でございますが、刈津土井公園建設用地148.88㎡、宮崎地内用地200.79㎡、平成23年度に取得しました県道代替地147.2㎡で、土地の合計資産は4,026万5,938円となっております。

次に、完成土地等でございますが、これは森山北漁業基地の未契約分の土地でございます。内訳はカキ処理場用地992.65㎡で1億1,112万1,397円、漁労倉庫用地99.37㎡で1,111万2,139円、合計で1億2,223万3,536円となっております。次に借入金はゼロでございます。

3ページに戻っていただきまして、平成23年度貸借対照表につきまして、御説明いたします。

まず資産の部で、1の流動資産といたしまして、普通預金は348万9,936円、定期預金は5,000万円となっております。公有用地の4,026万5,938円でございますが、これは先ほど財産目録で説明させていただきました当公社保有の土地でございます。次に、完成土地等の1億2,223万3,536円は、森山北漁業基地の未契約分の土地で、先ほど財産目録で説明させていただきましたとおりでございます。

従いまして、流動資産の合計は2億1,598万9,410円でございます。

次に固定資産は長期性預金の500万円がございまして、これは先ほど説明させていただきました当公社の資本金となるものであります。

従いまして、資産合計は流動資産の2億1,598万9,410円と固定資産の500万円の合計で2億2,098万9,410円となります。

次に、負債の部で1の流動負債といたしまして、(1)の未払金の110万3,100円は先ほど説明させていただきました森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

次に(2)前受金の1億2,223万3,536円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金でございます。

従いまして、流動負債の合計は未払金と前受金を合計した1億2,333万6,636円となります。

次に、2の固定負債といたしまして、借入金はありませんのでゼロでございます。  
従いまして、負債合計は1億2,333万6,636円となります。

次に、資本の部でございます。1の資本金で(1)の基本財産は500万円でございます。これは当公社の資本金となりますもので、先ほど説明させていただきました資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金で(1)の前期繰越準備金の9,283万7,779円と、(2)の当期純利益のマイナス18万5,005円を加えまして、準備金合計は9,265万2,774円となります。資本金合計は資本金500万円と準備金の9,265万2,774円を合計いたしまして、9,765万2,774円となります。

従いまして、負債資本合計は、負債合計の1億2,333万6,636円と資本合計の9,765万2,774円の合計で2億2,098万9,410円となり、資産合計と一致しております。

次に、4ページをお開きください。

4ページの平成23年度未処分利益計算書を説明いたします。

1の当初未処分利益剰余金は、(1)前期繰越準備金9,283万7,779円と、(2)の当期純利益マイナス18万5,005円を合計いたしまして、9,265万2,774円となります。この金額は平成24年度で運用を図っていくための準備金とするものであります。

次に、6ページをお開きください。

平成20年度から様式として追加されましたキャッシュフロー計算書でございます。これは現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つでございます。下から3段目にありますマイナス1,378万4,531円につきましては、平成23年度に県道代替用地の取得が主なもので、これが当期の増加額となり、最終段が期末残高で5,348万9,936円となります。

次に、7ページをお開きください。

平成23年度決算につきまして、平成24年5月11日に川本、山本両監事さんに監査を実施していただきました。決算監査意見書の内容は記載のとおりとなっております。

次に、8ページをお開きください。

平成24年度坂町土地開発公社事業計画につきまして、御説明させていただきます。

(1) の用地取得事業は、坂地区まちづくり推進事業として4,300万円を計上しております。平成23年度は用地取得事業として5,000万円を計上しておりますが、県道の用地買収にあわせて6筆を買収し、約1,360万円を支出しております。平成24年度も引き続き県道用地の買収もさらに進みますので、坂西1丁目及び2丁目地内において、当社がポケットパークなどの公共施設用地として先行取得するものでございます。

(2) の用地売却事業は、なしとなっております。

以上で平成23年度坂町土地開発公社の経営状況並びに平成24年度事業計画の報告を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 去年もちょっと質問したんですけども、漁協の漁業基地の未契約の部分ですね、これについてはですね、前受金等ということがあるわけなんですけど、昨年も未契約ということだったんですけど、もうできてからかなり年数がたっておきながら昨年1年間ですね、どういった交渉をしたのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。昨年も同様の質問を受けまして、町と組合が協議しながら進めていきたいとお話したと思いますけども、やはり移転していない方々に対してですね、漁協と協力しまして交渉を進めておりますが、なかなか前に進んでいないのが現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） それで、今のこの土地の問題をですね、このままずっと放っておいて可能性がないならばですね、何らかの形で処分するというようなことはできないんですかね。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。この漁業基地はですね、坂町漁業協同組合及び組合員全員からですね、要望により整備いたしております、目的もですね、漁業関係の利用ということで整備しております、例えば他の用途とかですね、そういったものに譲渡するとか売買するとかいうことはできないことになっておりま



す。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） ちょっと確認なんですけどね。1ページと8ページの用地取得の中で、坂地区まちづくり事業ですね、これは6筆あるんですが、これが全部県道ですよ。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。県道関係の例えばポケットパークの用地であるとか、公租公課に基づく用地買収に当たります。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） これ町道の場合は土地開発公社には入れないんですか。その辺お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 町道の買収という御質問だと思いますけども、いろんな手法がありまして、町道事業に関しましても国の補助がついたりとかですね、そういった有利なものがあれば、そのついでに年度であれば買うし、そうでなく公社が有利であれば、買う可能性もありまして、有利のほうを選択しているところでございます。

○11番（瀧野純敏議員） わかりました。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今のからみたいなあれになるんですが、県道の代替用地を昨年取得して147坪、約147㎡、約50坪ぐらいかな、こうあるんですが、要は今から県道の代替用地して話をするとき、これは町のほうに売買するという話じゃなくって、例えば交渉も開発公社が土地を持って、開発公社で代替用地の交渉をするというような流れになるんですかね、この場合は。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。公社が買い取った土地の扱いというの御質問だと思います。これは坂町からですね、先行取得の依頼がありまして、公社が買い取ったという土地でございまして、道路用地として買い取りました土地につきましても、町はですね、国の補助を活用して、ついた段階で活用して買い戻します。買い戻して道路事業、例えばポケットパークとかバス停用地として整備を行います。

す。公課法に基づいて取得した土地につきましては、周りの土地とあわせて県道代替地の宅地として、土地開発公社が売却するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ということは、結局は町のほうに売買、売ると。それから町のほうが登記していくという流れになる。たちまちは一応公社のほうで保管するとか、それを組織が一応形の上では違うから、そういう形なるのかな。現金で公社が持つと、坂町に売った。そういうふうに理解しとっていいんですか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。まず買い取った資金につきましては、公社の資金を活用して買い取っておりまして、それを買い戻していただくということでございます。公課法で買収した土地につきましては、公社の責任において売却をするものでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 御免。10番、ちょっとようわからん。

要は開発公社が今持っています。それを例えば県道あたりで、代替用地がいるよというときに開発公社が今のところ交渉するのかな思いよんやけど、要は私からみれば開発公社と坂町とは別物の組織だと一応ね。町長が指示は出せるかもわからんけど一応、金は別会計にしとるからその辺の流れがちょっとようわからんから実際の実務が発生したときに、だから例えば県道を代替用地あそこがいますよというAさんが言ったらしたらAさんと交渉するのが開発公社になって取得するのか。それとも、それまでに町のほうに売買しておくのか。要は売買せずに黙ってもらえるわけにはいかんのでしょ、開発公社の取得した土地を。その辺がちょっとようわからんからちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 大変失礼いたしました。議員のおっしゃるようになりますね、開発公社で取得した土地は町に買い取っていただいて、それで代がえ希望のある方ですね、売却するというところでございます。

土地開発公社が代替希望のある方に対してですね、売却をするというものです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

(休憩 午前10時55分)

○議長(川本英輔議員) 中議員さん、今の説明。

(再開 午前10時56分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 8番折出議員。

○8番(折出直幸議員) 説明をして欲しいんですが、2ページですね、2ページの損益計算書、マイナスの、1番下ですね、当期純利益マイナス18万5,005円、去年は8万5千円のマイナスだったんですけど、そこらのちょっと要因をですね、教えてください。

○議長(川本英輔議員) 三好都市計画課長。

○都市計画課長(三好修平君) お答えいたします。損益計算書2ページでございますけども去年とその差がということでございますけども、3にありますように販売費及び一般管理費としての支出が報酬等かかっておりまして、その中で役務費等ですね、今回県道用地として売却しました印紙代等がですね、費用かさみまして、そういった関係で去年よりもマイナスがふえておるとということでございます。

○議長(川本英輔議員) 8番折出議員。

○8番(折出直幸議員) 去年のちょっと数字を自分も見たんですけど、今ちょっと説明がなかったんですけど、報酬が1万5,600円あがってるんですね。それで会議の回数を見ると3回なんですよ、そこらが変わるとる要因をちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩をします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前10時58分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 三好都市計画課長。

○都市計画課長(三好修平君) お答えいたします。報酬につきまして去年と、前回と違っているということでございますけども、出席されとる理事さんがですね、今年度

は全員出席という、23年度は全員出席ということでございまして、前年度は欠席の方がおられまして、こういうふうな決算になっております。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） また今度は反対に要望をですね、ちょっと聞いてもらいたんですが、例えば今まではこの報告の部分でですね、数字の動きがなかったんで、余り声を出さなかったんですけど、例えば今年なんかは金額が、去年なんか金額がすごく超えとる部分大きい金額なんで、できればよくこういう貸借対照表とか損益とか去年との比較の部分でですね、入れてもらうような形のことをですね、ちょっと要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。検討させていただきたいと思いません。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） もう一つ要望なんですけどね、例えば前回、今回この議会から事務文掌の報告の部分を見せてもらったんですけど、例えば委員会が、常任委員会が二つありますよね、その中で例えば土地公社の役員さんの名簿をその委員会の中ではもらうんですけど、じゃ、議員が皆知つとるかというとはそうではないんで、変わった部分も議会の中には報告は多分ないと思うんで、できればこの報告書の中にですね、委員さんの名簿もつけてもらうようなことを要望したいと思うんですが

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。この報告第3号、土地開発公社の報告でございますが、これは経営状況及び事業計画の報告でございまして、委員の名簿は必要ないと考えております。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 5ページをお願いします。ここに公有地3筆ほど記載してあるんですが、2点ほど。1点目は要望なんです、この用地がですね、どこにあるんやらですね、さっぱりわからぬので、図面でもつけていただければより理解が深まるんじゃないかと思っておりますので、もしできればですね、この用地図面をですね、添付していただければと思います。

それと2点目につきましては、この3筆ですね、それぞれこのたび公有地として公社が購入されとるんですが、それぞれの事業計画ですね、これはどういうようになっておるのかということの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。公有用地につきましては、5ページの1、2、3とありますけども、今回購入したのは、3番のですね、県道代替用地のみでございます。利用計画につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 6ページのですね、キャッシュフローの中で現金等の残高が5,300万円ということですが、今期で4,300万円ほど使うという、取得をするというようなことで、現金残が段々 段々少なくなってくるんですが、今後県道関係でのですね、先行取得がある場合には、これじゃ足りなくなるということになれば、借入金等についてはですね、ここへ借り手は現在ないんですが、借入金を行っても取得するのということと、それから、この中で実際には5ページの公有用地の中で、建設刈津土井公園建設用地取得が平成4年ですよ、平成4年でもう20年ほど使つとるわけですよ。本来ならば先行取得して町等へ売却するというのが本来の姿なんだけど20年も土地が遊んどるというか、というような状況の中でですね、こういうことであれば、開発公社の経営状態がですね、悪くなるんじゃないかと思うんで、そこら辺の先行取得をして、例えば何年ぐらいに売却するのが適切かというようなことも含めてですね、今後借入金が生じる可能性もあるんで、そういったところでの経営状況といいますか、経営計画といいますかね、そういったところを教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時04分）

(再開 午前11時05分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 三好都市計画課長。

○都市計画課長(三好修平君) お答えいたします。運用できる現金の残が先行取得が進みますと段々少なくなって、借り入れも生じるんじゃないかという御質問でございますけども、これにつきましては必要があればですね、県道事業どんどん推進していかないといけないもんですから、借り入れも視野に入れながら考えていきたいというふうに思っております。

それと、平成4年に取得しております刈津土井公園用地でございますけども、こちらですね、あわせてそういった販売とかですね、そういったものを要望とかですね、そういうものがあれば売却して、こういった買収等の費用に充てていきたいというふうに考えております。

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第27号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」

日程第7 議案第28号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を一括議題とします。

2議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第27号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるところについて」及び議案第28号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

このたび専決処分をいたしました条例は、地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例及び坂町国民健康保険税条例の一部を改正をいたしましたものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりその専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて、改正の主なもの内容について御説明を申し上げます。

坂町税条例の新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

附則第 10 条の 2 の規定につきましては、公害防止用の下水道除外施設及び雨水貯留槽貯留浸透施設にかかる固定資産税の課税標準の特例処置適用期限が、平成 23 年度末に到来することに伴い、特例割合を条例において規定した上で、適用期限を 3 年間延長する改正が行われたため、規定を追加をいたしましたものでございます。

次に 3 ページから 5 ページの附則第 12 条関係につきましては、平成 24 年度から平成 26 年度までの負担調整処置については、引き続き平成 23 年度までの負担調整処置に基づき負担の均衡化を進めることを基本方針としつつ、あわせて合理性が低下した住宅用地の処置特例を段階的な経過処置を講じた上で廃止する改正が行われたことに伴い、規定を整備をいたしましたものでございます。

次に、7 ページの附則第 21 条の 2 の規定につきましては、法附則第 41 条の規定の改正に伴い、特定以降一般社会法人等が設置する幼稚園、図書館及び博物館に対する非課税処置の適用を受けるための手続にかかる規定を整備したものでございます。

次に、8 ページの附則第 22 条の 2 の規定につきましては、町民税において東日本大震災にかかる被災居住用敷地の譲渡所得特例期限の延長をしたものでございます。

次に、9 ページの附則第 23 条の規定につきましては、同じく町民税において東日本大震災により住宅の再取得をした場合における住宅借入金等特別税額控除の適用を定めたものでございます。

その他の改正は、地方税法等の改正に伴う条文及び字句の整備でございます。

次に、坂町国民健康保険税条例の新旧対照表を御覧ください。

坂町税条例と同じく東日本大震災にかかる被災居住用敷地の譲渡所得特例期限の延長をいたしましたものでございます。これらの条例の施行期日につきましては、平成 24 年 4 月 1 日でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑・討論・採決を行います。質疑については、一括で討論・採決については、1 議案ずつ行いたいと思います。

これより、質疑に入ります。

日程第 6 議案第 27 号・日程第 7 議案第 28 号について、質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論・採決は1議案ごとに行います。

議案第27号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第27号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第27号は承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第28号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第28号は、承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時29分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第29号「坂町税条例の一部改正について」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第29号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は地方税法の一部改正に伴い坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。改正の内容につきましては、年金所得者の寡婦控除の市町村への申告が不要となったことによるものでございます。施行期日につきましては、平成26年1月1日となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第29号「坂町税条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第30号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条

例の一部改正について」を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第30号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

平成22年度税制改正により15歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳から18歳の特定扶養親族に対する扶養控除が縮減されました。この改正により、これまでのひとり親家庭等医療費の受給対象者が対象外となる可能性が生じることから、県におきましては福祉的配慮を要するものの、健康維持及び生活の安定を目的に実施する福祉医療費公費負担事業は、税額の変動に影響されるべきではないとの観点のもと、税制改正の影響を遮断して現行どおり実施することとし、福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱が一部改正されました。今回の条例改正は県の要項改正に準拠し改正を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第30号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第31号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第31号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は急を要する案件につきまして、補正計上を行ったもので、既定の予算総額に555万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億2,996万円といたしますのでございます。

4ページの債務負担行為補正は、事業内容を変更したこと等により、期間及び限度額の変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページからの歳入で、県支出金、教育費委託金では特別支援教育総合推進事業及び学校道徳教育実践研究事業を計上をいたしました。寄附金、教育費寄附金では図書館図書等購入指定寄附金及び坂中学校教育振興指定寄附金を計上をいたしました。繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金及び海外研修基金繰入金をそれぞれ計上いたし、10ページの諸収入、雑入ではコミュニティー助成事業320万円を計上をいたしました。

次に、11ページからの歳出で、議会費では広報委員会用プリンターを計上をいたし、総務費、一般管理費では功労者表彰等にかかる経費を計上をいたしました。

12ページの教育費、事務局費では県事業を受託したことにより、それぞれの事業を計上をいたしました。中学校費ではスクールカウンセラーにつきまして、県の派遣事業に採択されましたので減額をいたし、教育振興費では図書備品10万円を追加計上をいたしました。

13ページの社会教育総務費では郷土芸能文化財保存補助金100万円を、町民センター費では海外研修参加者補助金159万2千円を、保健体育総務費では坂町体育協会補助金220万円をそれぞれ追加計上をいたしました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、出下議員。

○6番（出下 孝議員） 12ページをお願いします。ここに中学校費としましてですね、カウンセラー講師の礼金、これが86万1千円減額されております。先ほどの説明では派遣事業に採択されたために、金額ということなのですが、先日所管事務調査を行いました。それでその中で学校教育課からですね、不登校がある。坂中学校で23年度実績で坂中学校で18人、坂小学校で3人というような報告がありました。

こういうようなそういう実情においてですね、このカウンセラーの講師の礼金をですね、減額せずにそのまま予算どおりですね、使ってといいますのは、そういうカウンセラー、あるいはカウンセラーをですね、医と一緒にですね、こういう不登校児童に対する専門的なですね、人を手当して一人でもこういう不登校をなくすということが必要なんじゃないかと思うんですが、そこで教育長にお伺いしたいんですが、そこら辺の減額でなしにですね、増額して一人増員してでもですね、不登校に対する取り組みをやっていくという考えはございませんか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今の御質問にお答えをいたします。

スクールカウンセラー今、坂中学校に配置をして、これが各小学校のほうに何かあったときには対応するという体勢をとっております。実際の勤務は月に2、3回程度、1回につき6時間程度ということでございます。これが県から示されてきたスクールカウンセラーの派遣事業の概要でございます。

現在のところ各学校教育相談業務という部分で、スクールカウンセラーの意見も十分取り入れながら学校の教職員、またそれぞれの関係部署とつながりまして不登校についての対応を行っていきたいというふうに考えております。議員のおっしゃった増額と、さらなるという部分については、今後の推移を見守りながらということになるかと思えます。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 今、教育長より今後の推移を見ながらという見ながら対応していきたいということなのですが、これは即ですね、対応していかないけん問題じゃないかろうかと。憲法で保障されとるわけですから、義務教育はですね、受ける義務があるというようになつとるわけですから、そういううちよな対応ではですね、私は

手ぬるいと思います。せっかく予算があるわけですからこれを有効活用してですね、一人でもですね、できるだけ不登校をなくするというのが必要であろうと思います。今、推移を見ながらという御説明でしたが、どのようなことをですね、やって、それでその推移を見るんですか。その具体的なですね、内容をちょっと説明していただきたい。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。今現在前年度不登校は坂中学校18名と間違いございません。これにつきまして中学校のほうとしてもですね、大変なことで全面的に中学校をあげて少なくしていこうということを取り組んでおります。現在も生徒指導主事、それからまた各教諭ですね、担任、それから保護者の協力なくしてはこれは難しいところございますので、タイプがですね、いろいろなタイプが不登校ございます。怠慢とかですね、家庭状況によったりですね、そのタイプごとにですね、対応の仕方が全く違ってきます。

それで今のカウンセラーにつきましては、そういう対応を先生が生徒指導主事がですね、していくうちにですね、相談事が出てまいります。そのときにスクールカウンセラーのほうに先生なり生徒指導主事が相談に行ったりですね、それからまた家庭に働きかけたときに、その父兄のほうがですね、スクールカウンセラーのほうにですね、どういうことをすればいいのかとかですね、どういう状態なのかですね、いろいろ相談するような体制を今もつくっておりますので、その18件を今、極力消そうというふうに一生懸命やっておりますので、スクールカウンセラーにつきましては、そういう状態で。活用しておりますので、今の状態一人で今のところ十分だと考えております。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 私が聞くところによりますとですね、スクールカウンセラーはですね、日常舞台でないわけですね。カウンセラーするだけですね。私が言うのは日常舞台をですね、一人この減額せずにですね、採用したらどうか。と言いますが、今、指導主事とか先生とか言われましたが、実際はですね、先生とか指導主事というのは、本当にですね、これに対してですね、本業がありますんでですね、その本業が主になっております。なっとってですね、なかなか時間的にもタイミング的にもですね、動けない状態に私はあるというような認識をしとるわけですね。ですからこ

の日常舞台にですね、一人専門のですね、そういうような方をここに据えて、対応したらどうかという提案なんですけど、いかがですか、どのようにお考えですかね。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） ただいまの出下議員の御提案でございますけども、生徒指導にかかわる相談員とか、そういったような形のを想定されて言われているのかなというふうに感じました。スクールカウンセラーは別の業務ということで、例えばそういった状況になっている児童生徒の家へ行ってというようなところまで、実際に他地域でもそういったことはやられている部分もございますので、そういった例も参考にしながら今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと今の話、ちょっと議論が私ちょっと理解不足なんか、町長の説明ではこれ県の採択事業になったから86万1千円はうちでは負担しないんですよというふうに私は理解しとるんですが、そうでしょう。そういう答弁が一つもないからよそのほうに話がずれたような気がしたんだけど、どうですかね。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。中議員おっしゃるとおりでございます。県のスクールカウンセラーの派遣事業をですね、要望を前年度からしております。まして、確定が23年度の末になりますもので、確定ではないので24年度に町費、県費の派遣がなかった場合を想定して予算計上しておりましたが、県費の派遣事業が採択されたということで、このたび全額を減額するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 全協でも報告の中にあってから質問させてもらったんですけど、私このカウンセラー事業いうのはですね、ずっと継続しとるわけですよ。それで今年から始めるわけじゃないんだからですね、ちょっともうやっぱしやりよってからそういう形の不登校がふえたということのですね、意味合いをちょっとやっぱりよく考えていただいて、そういう本当に個別の一人ずつの子どもさんにですね、すごくやっぱし意味があつての形のですね、色が違うと思うんです、そこらを本当少しは来年の報告で改善がすごく進んだような形でですね、ひとつお願いしたいと思います。答弁をちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、折出議員おっしゃったようにですね、これは不登校を必ず減少してまいりたいというふうに思っております。そのために小学校・中学校の連携をはじめ、教育相談の充実、また先ほど出ましたスクールカウンセラーの有効活用等鋭意努力してまいります。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 13ページですね、郷土芸能文化保存で100万円計上されていますけど、郷土芸能は幾つぐらいあって、どのように配分されるのかちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。この郷土芸能の100万円はですね、郷土芸能の団体に配分するものではなく、今回いただいた補助金は歳入のほうにコミュニティー助成としてあがってますけど、コミュニティー助成を受けましたもので、雅正会のほうに楽琵琶の採択を受けましたので、計上させていただきました。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 13ページですね、町民センター費ですね、の中の海外研修この159万2千円の補助金の明細です。明細うか、全協でも報告いただいたんですけど、それがなって結果ですよ、どういう形の海外研修になるというような形の意味合いをちょっと説明してください。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。前回の臨時全員協議会でも御説明いたしましたけど、当初400万円補助金として参加者16名分を組ませていただいております。でも参加申し込み、応募者が多かったため議員様たちのほうにお願いして21名の参加をお願いしたものです。それで、海外研修の参加者が21名ということで、5名ふえたことによりまして、159万2千円を追加計上させていただきました。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 4ページのね、町民交流センターのちょっと確認をしたいんですが、あのですね、ここに1億5,000万円この処理をどうするのか。結局これらの場合では値段が上がった場合、物価の上昇によって、商品の買いつけ上昇なんかによって上がるということがありますよね。それが確かもしれんけど、この中で

すね、まず確認したいのはですね、この町民交流センターの建設に当たってですね、総頭川線、前にも全協で言ったんじゃないけど、あそこが要するに今度できたときに、正面側は23.5mしかないんですね、入り口が。だけど■■■■さんの所はいらん言いましたね。これは場所が要するにいらんのですね。その辺を確認するんですが。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。これも（仮称）町民交流センターを計画する中で、体育協会とか文化協会とか、そういう意見を要望して大きさがアリーナが1,200平米とかいうようなことが舞台ならば、かなり大きいのをつくってください。それが400平米以上とかいうようなことでですね、そこらを頭上で、町のほうで当てはめた中ですね、十分個人名で大石さんとが必要ないということで、今そういう計画で十分だということで、副議長が言われましたように、必要ないということで、今は考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午前11時53分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番、瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） ある町民一人だけどある町民一人のね、名誉のためなんですよ、そうでしょう。それからもう一つ皆さんに建設部長にお聞きします。ほいじゃあここに4軒あります。4軒か5軒ありましたよね。あの辺にこれが町民センターができますからいう話は通ってますか。それをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） 当然計画する中でですね、そこらは説明させていただいて、用地が必要なことですからそこらを説明させていただいて、協力させていただいて今は用地を契約させていただいたり、そういうことでさせていただいてます。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 私が確認したいのはね、一般のね住宅を建てるときでもね、隣り近所、それから通路を通るのに、あいさつ回りをするもんなんです。それが坂町

の坂町になく大体この辺の安芸郡の中で大方が隣家頼みとかいうことをやるのね。まして公共物をやるときにね、そういうのをしてないと。ただですね、私が言うようにある一市民がね、町民がね、名誉のためなんですよ。それを明確にお宅が出してやらんと今から先にいろいろな問題が出たときに、その話は町民はもうちゃんと誰か聞いたるわけですから、それすりゃやらんということはね、やはり問題があるんで私が出しただけです。ただ、その辺をきちっとしておいてやってください。確認ですから。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） きょうもこういうふうな形で、6月補正で出させていたわけがあります。また、議会の特別委員会のほうからもいろいろ御要望をいただきまして、やはりそこらがしっかり整理がついた上でないとですね、やみくもに先行してですね、まだ正式に最終的な合意をいただいて、すべての点で合意をいただいて、議会のほうで合意をいただいている時点です。するというのはなかなか非常に町としても難しい問題があるかと思えます。

こういうことがすべて整いまして、これからいよいよスタートということになりましたら当然近隣住民、あるいは住民協も含めましてですね、そこらの説明等はですね、しっかりやっていかなければならんというふうには思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 先ほど海外研修の件なんですけど、この間全協のときには、人数を5人ふやすというようなことを聞いて、それから職員の部についてもですね、本会計でみて欲しいということ。それから、後、町長が表彰状を持って行きたいんで、2名分の旅費というようなことで、多分これは11ページの特別融資じゃないかと思うんですけども、いわゆるその職員が随行する部分についてですね、さっきの話はこの159万円というのは、5人分だというような話があったんですけど、職員随行分については、予算化というのはどうなってるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。職員随行につきましては、当初基金のほうへあげてたんですけど、それを子どもたちの補助のほうに回すということで、一般会計のほうに職員のほうは回ります。一般会計のほうから職員の75万円を出していただくということになります。それでその上の13ページの旅費の部分なん

ですけど、特別旅費といたしまして75万円では足りないということで、6万円の増額をお願いいたしております。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） 海外研修、青少年の海外研修事業の随行は職員が2名まいります。それで坂井が申し上げた13ページの旅費の部分の増額でございます。これ当初予算から2名分を計上しておりましたので、旅費の額が確定したことに伴って、プラス6万円を計上させていただいたものでございます。

また、南加坂郷友会の方を町長のほうで表彰させていただく経費につきましては、当初予算で計上しておりませんでしたので、このたびの補正で11ページの総務費のほうに必要経費を計上させていただきました。町長と随行職員1名分の旅費並びに表彰させていただく方への記念品等の予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第31号「平成23年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第31号は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題

とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法によって法務大臣から委嘱されるもので、これまで坂では池脇忍氏、平田憲子氏、西本昭義氏の3名が委嘱を受け、人権擁護委員として活躍をされております。

このうち坂町横浜中央3丁目5番13号、池脇忍氏が本年9月30日をもって3年の任期が満了をいたしますので、引き続き推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

池脇忍氏は平成21年10月から人権擁護委員として相談や助言に当たり、人権擁護に関し理解も深く、地域の実情に精通をしておられます。また、小学校教諭の経験から特に子どもの人権に関心を持ち、人権擁護委員としての要件を十分満たしておられますので、人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） ただいま、議題となっております諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、総務厚生委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

委員会審査のため、本日の会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて休会することに決定しました。

これで、休会します。

再開はあす6月8日10時といたします。

御苦労様でした。

(散会 午後0時08分)